

gid.jp 定款

(性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会) 定款

<第1章 総則>

(名称)

第1条 この法人は、非営利活動法人 gid.jp (ジアイイディ・ドット・ジェイピー) という。

また、日本語表記は、性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会 とする。

英語表記は Japan Nonprofit Organization of People with Gender Identity Disorder とする。

(事務所)

第2条 この法人の、本部および東京支部を東京都品川区に置く。

2 この法人の関西支部を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、性同一性障害に関して、広く一般市民に対して社会啓発を行うことによって、性同一性障害に関する正しい知識と認識の促進をはかり、また性同一性障害の当事者に対しては、当事者どうしの交流と精神的ケア、生活向上支援および就業・雇用支援などを行うことによって、性同一性障害の当事者が差別や偏見をうけることなく、普通にくらせる社会の実現をめざす。

また、それらの活動を通して男女共同参画社会の形成に寄与し、性同一性障害の当事者を含めたあらゆる人々の人権を擁護し、保健・医療・福祉・社会教育を増進させ、子どもの健全育成を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 社会教育の増進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 この法人の活動は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に準拠するものとする。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 性同一性障害に関する普及啓発事業
 - 一 公開フォーラムの開催
 - 二 国会・省庁・地方自治体への陳情、要望、啓発
 - 三 マスコミに対する啓発、取材協力、制作協力
 - 四 活動報告書、調査研究報告書、性同一性障害に関する啓発書や研究誌の発行

- 五 ホームページの開設・運営
- 六 講演の講師派遣
- (2) 性同一性障害の当事者に対するサポート事業
 - 一 性同一性障害の当事者交流会・懇親会・イベント・パーティの開催
 - 二 当事者・家族に対するカウンセリング、電話相談、メール相談
 - 三 生活向上支援セミナーの開催
 - 四 雇用機会拡充事業
- (3) 性同一性障害に関する調査研究事業
 - 一 性同一性障害当事者の実態調査
 - 二 国・地方自治体の性同一性障害に対する対応調査
 - 三 性同一性障害に関する意識調査
- (4) 性同一性障害ならびに男女共同参画関連団体などとの情報交換及びネットワークの構築事業
 - 一 国内関連諸団体との交流
 - 二 海外の関連諸団体との交流
 - 三 関連諸団体への情報提供や告知
- (5) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
 - (1) キャラクターグッズの販売
 - (2) 寄付された物品の販売
 - (3) 関連図書、ビデオ、CD などの販売およびアフリエイト
 - (4) 機関誌への広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障が無い限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

<第2章 会員>

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して住所氏名を会に通知して入会し、会費を納入した個人および団体。
 - (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体。
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人および団体
- 2 正会員および一般会員は、申し出によりいつでもその地位を互いに変わることができる。

(会員の権利)

第7条 すべての会員は、次の各号に定める権利を有する。

- (1) 会員用メーリングリストやホームページ上の会員専用ページへの参加、総会へ参加など、会が主催する活動に参加することができる。
- (2) 会が主催するフォーラム・交流会などのイベントに会員料金で参加することができる。
- (3) 理事の選出にあたり、選挙権を有する。
- (4) メーリングリストや総会等で意見を述べるすることができる。

(5) 正会員は、上記に加え以下の権利を有する。

- 一 総会での議決権を有する。
- 二 理事の被選挙権を有する。
- 三 正会員総数の5分の1以上の連署により、会議の目的を記載した書面により、総会の開催を要求することができる。

(入会)

第8条 何人であっても、会の目的に賛同する者であれば、入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。
- 3 代表は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電子メール等の通信手段によって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 正会員が、継続して1年以上会費を滞納したときは一般会員とする。
- 3 正会員の内、役員・顧問に選任された者および理事会で承認された者は、会費を免除する。

(守秘義務)

第10条 会員は、この会で知りえた個人情報、及び機密情報を外部に漏らしてはならない。また、退会後も同様の扱いとする。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 除名されたとき。
- 2 会員資格を喪失した者が、役員や世話人などに就いている場合は、同時にその役職も退任とする。

(退会)

第12条 会員は、別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、役員会または会員総会での決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
 - (3) この法人または会員に対し、権利や利益の侵害、脅迫、傷害などの行為があったとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 14 条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

(会員総会)

第 15 条 会員総会は、会員をもって構成する。すべての会員は、総会に参加することができる。

- 2 会員総会は、会の最高意思決定機関である。
- 3 会員総会は、通常総会および臨時総会とする。
- 4 すべての会員は、会員総会において意見を述べることができる。
- 5 会員総会における議決権は、正会員のみが有する。

(会員総会の機能)

第 16 条 会員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 89 条においても同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 部局および支部・支局に関する設立、解散、組織および運営
- (12) 理事会から付託された事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(会員総会の開催)

第 17 条 通常会員総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時会員総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上の連署により、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 32 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(会員総会の招集)

第 18 条 会員総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時会員総会を招集しなければならない。
- 3 会員総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メール等により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(会員総会の議長)

第 19 条 会員総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(会員総会の定足数)

第 20 条 会員総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(会員総会の議決)

第 21 条 会員総会における議決事項は、第 18 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 会員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員うち、正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員総会での表決権等)

第 22 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電子メールなどの通信手段をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、会員総会に出席したものとみなす。
- 4 会員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(会員総会の議事録)

第 23 条 会員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会員総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

<第 3 章 役員・理事会>

(役割)

第 24 条 会の運営、執行、事務に関する事項は、理事に属する。また、会員総会における議決に基づき、法人の具体的な活動内容を決定する。

- 2 理事は、会の運営・執行・事務について、会員に対し連帯して責任を負う。

(種類および定数)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 正理事
 - (2) 執行理事 必要に応じて設置する。
 - (3) 特別理事 必要に応じて設置する。
 - (4) 監事 1人以上2人以内とする。
- 2 正理事のうち1人を理事長とする。理事長は、会の代表とする。
 - 3 正理事のうち1人副理事長とする。副理事長は、会の副代表とする。

(役員を選出)

第26条 役員は、以下により選任する。

- (1) 正理事は、3人以上10人以内とする。
 - (2) 各支部長は正理事とする。その他の正理事は、全正会員の中より選挙により選出する。
選挙の方法は、別途理事選挙規約を理事会および会員総会の議決を経て定める。
 - (3) 理事長は、正理事の互選とする。
 - (4) 副理事長は、正理事の中より理事長が任命する。
 - (5) 監事は、理事会の議決によって正会員の中より選出する。
 - (6) 執行理事は、各支局長に加え、正会員の中より代表が推薦し、理事会の承認を得られた者とする。
 - (7) 特別理事は、会員の中より代表が推薦し、理事会の承認によって選出する。
- 2 役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。
 - 3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(役員任期等)

第27条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を代行しなければならない。

(欠員補充)

第28条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員辞任)

第29条 正理事、執行理事、特別理事および監事は、代表の承認を得て辞任することができる。

(役員解任)

第30条 役員が次の各号の一に該当する場合には、会員総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務上の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第31条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会員総会の議決を経て、代表が別に定める。

(役員職務)

第32条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表は、理事会を代表して議案を会員総会に提出し、会の運営・執行・事務および渉外について報告し、理事および世話人を指揮監督する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表が一時的に不在となる場合には、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び会員総会または理事会の決定に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを会員総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会または会員総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(理事会の構成)

第33条 理事会は、この定款の定めるところにより、理事・監事でこれを組織する。

(理事会の機能)

第34条 理事会は以下の事項につき議決する。

- (1) 会員総会に付議すべき事項。
- (2) 会員総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 部局・支部・支局の組織および運営。
- (4) その他会員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により召集の要請があった時。
- (3) 監事から第32条第5項第4号の規定に基づき、召集の要請があった時。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前項第2項または第3項により理事会開催の請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メール等による通信手段により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が出席できない場合、または議題が理事長の利害に関係する場合は、別途正理事の中より議長を選出する。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 理事会の議事は、正理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第39条 各正理事の表決権は平等なものとする。
2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電子メールなどの通信手段をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した正理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

<第4章 部局>

(部局の設置)

第41条 この法人に、以下の部局を設置する。
(1) 法務局
(2) 厚生局
(3) 労働局
(4) 教育局
(5) 地方局
(6) 生活局

- (7) 事務局
- (8) システム局
- (9) 広報局

2 各局には、局長及び必要な局員を置く。局員は、世話人とする。

(部局の機能)

第 42 条 会の事務および経理に関しては、事務局がこれにあたる。

2 事務局以外の部局は、第 5 条に定められた事業のうち、それぞれに割り当てられた役割に従って行う。

3 各局の役割、組織及び運営に関し必要な事項は、理事会および会員総会の議決を経て別に定める。

(局長・局員の任命)

第 43 条 局長は、理事の中から理事会の承認を経て理事長が任命する。

2 局長が、辞任または解任された場合は、直ちに理事の中より任命する。

3 局員は、会員の中より局長が任命を行う。

(局長の職務)

第 44 条 局長は、部局を代表して、局の運営・執行・事務および渉外行為を行い、またその内容について理事会および会員総会で報告し、世話人を指揮監督する。

(局長の辞任)

第 45 条 局長は、代表の承認を得て辞任することができる。

(局長の解任)

第 46 条 局長が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務上の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他局長としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により局長を解任しようとする場合は、議決の前に当該局長に弁明の機会を与えなければならない。

<第 5 章 支部・支局>

(支部・支局の設置)

第 47 条 この法人に支部・支局の地方組織を置く。

2 支部・支局は、複数の都道府県を含む地域単位で設置される。

(支部・支局の機能)

第 48 条 支部・支局は、第 5 条に定められた事業を、それぞれの担当地域において行う。

(支部・支局の設立)

第 49 条 支部を設置する場合は、事務所を用意し、正会員 2 名を含む、会員 10 名以上の連署による書面による設立申請を行い、理事会または会員総会で承認を得て設立される。

2 支局を設置する場合は、正会員 1 名を含む、会員 5 名以上の連署による書面による設立申請を行い、理事会または会員総会で承認を得て設立される。。

(支部員・支局員)

第 50 条 会員の中で、支部・支局に所属したい者は、いずれかの支部・支局の一つに限り所属することができる。

2 前項の規定により支部に所属する者を支部員、支局に所属する者を支局員とする。

(支部長・支局長の選任)

第 51 条 支部長・支局長は、それぞれの支部員・支局員の正会員の中より、選挙によって選出される。

2 選挙の方法は、別途定める。

3 副支部長、副支局長は、正会員の中より、支部長・支局長が選任する。

4 支部長および副支部長が共に欠けた場合は、選挙により新たな支部長・支局長を選出する。
その場合の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

5 支部・支局が新たに設立された時の任期は、その時の理事の任期と同等とする。

(支部長・支局長の職務)

第 52 条 支部長・支局長は、支部・支局を代表して、支部・支局の運営・執行・事務および渉外行為を行い、またその内容について理事会および会員総会で報告し、世話人を指揮監督する。

2 支部長・支局長は、支部・支局の運営・執行・事務について、支部員・支局員に対して責任を負う。

3 副支部長・副支局長は、支部長・支局長を補佐し、支部長・支局長が退任した場合や一時的に不在となる場合には、その職務を代行する。

(支部長・支局長の辞任)

第 53 条 支部長・支局長は、代表の承認を得て辞任することができる。

(支部長・支局長の任期等)

第 54 条 支部長および支局長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(支部長・支局長の解任)

第 55 条 支部長・支局長が次の各号の一に該当する場合には、支部・支局総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務上の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他支部長・支局長としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により支部長・支局長を解任しようとする場合は、議決の前に当該支部長・支局長に弁明の機会を与えなければならない。

(支部・支局総会)

第 56 条 支部・支局総会は、支部員・支局員をもって構成する。すべての支部員・支局員は、その所属する支部・支局総会に参加することができる。

- 2 支部・支局総会は、支部・支局の最高意思決定機関である。
- 3 支部・支局総会は、通常支部・支局総会および臨時支部・支局総会とする。
- 4 すべての支部員・支局員は、支部・支局総会において意見を述べることができる。
- 5 支部・支局総会における議決権は、正会員のみが有する。

(支部・支局総会の機能)

第 57 条 支部・支局総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 解散、降格および合併
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 支部長・支局長の選任または解任、職務および報酬
- (5) 理事会から付託された事項
- (6) その他運営に関する重要事項

(支部・支局総会の開催)

第 58 条 通常支部・支局総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時支部・支局総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 支部長・支局長が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 支部・支局に属する正会員総数の 5 分の 1 以上の連署により、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 理事会より招集の請求があったとき。

(支部・支局総会の招集)

第 59 条 支部・支局総会は、支部長・支局長が招集する。

- 2 支部長・支局長は、前条による請求があったときは、その日から 30 日以内に支部・支局臨時総会を招集しなければならない。
- 3 支部・支局総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メール等により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(支部・支局総会の議長)

第 60 条 支部・支局総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(支部・支局総会の定足数)

第 61 条 支部・支局総会は、その支部・支局に属する正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(支部・支局総会の議決)

第 62 条 支部・支局総会における議決事項は、第 59 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 支部・支局総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員うち、正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(支部・支局総会での表決権等)

第 63 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により支部・支局総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電子メールなどの通信手段をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、支部・支局総会に出席したものとみなす。
- 4 支部・支局総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(支部・支局総会の議事録)

第 64 条 支部・支局総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(支部・支局の解散、変更)

第 65 条 支部・支局は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 支部・支局総会の決議
 - (2) 支部においては、正会員が 2 名より少なくなった場合、支局においては、正会員が 1 名もいなくなった時。
 - (3) 合併
- 2 前項第 1 号の事由により支部・支局が解散するときは、支部・支局総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上による承諾を得なければならない。
- 3 支部・支局が解散したときに残存する支部・支局の財産は、理事会が管理する。
- 4 支部が、支局に変更する場合も、第 2 項と同様の手続きとする。

(支部・支局の合併)

第 66 条 支部・支局が他の支部・支局と合併しようとするときは、対象となる支部・支局の支部・支局総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を得なければならない。

<第 6 章 世話人および世話人会>

(設置)

第 67 条 世話人会は、部局および支部・支局に設置され、局長または支部長・支局長の指揮監督の下に、それぞれの部局、支部、支局の執行に関する実務を行う。

(世話人の任命)

第 68 条 部局担当世話人は、会員の中より局長により任命される。

2 支部・支局担当世話人は、当該支部員・支局員の中より、支部長・支局長により任命される。

(任期等)

第 69 条 世話人の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した世話人の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(世話人の辞任)

第 70 条 世話人は、その所属する局長または支部長・支局長の承認を得て辞任することができる。

(世話人の解任)

第 71 条 理事は、理事会の議決により世話人を解任することができる。

2 前項の規定により世話人を解任しようとする場合は、議決の前に当該世話人に弁明の機会を与えなければならない。

<第 7 章 顧問>

(職務)

第 72 条 顧問は、この法人の要請に応じて、助言や役務を行う。

(顧問の任命)

第 73 条 顧問は、理事会の承認により任命される。

2 顧問に任命された者は、正会員とする。

(任期等)

第 74 条 顧問の任期は特に定めない。

(顧問の辞任)

第 75 条 顧問は、申し出により辞任することができる。

(顧問の罷免)

第 76 条 理事は、理事会の議決により顧問を罷免することができる。

2 前項の規定により顧問を罷免しようとする場合は、議決の前に当該顧問に弁明の機会を与えなければならない。

<第 8 章 個人情報の取扱>

第 77 条 この法人における個人情報の取り扱いに関しては、別途個人情報取扱規則を作成し、理事会および会員総会での承認を得て、運用を行う。

＜第9章 資産＞

（資産の構成）

第78条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の区分）

第79条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第80条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会および会員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

＜第10章 会計＞

（会計の原則）

第81条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第82条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

（事業年度）

第83条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第84条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、会員総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第85条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 86 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 87 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、会員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 88 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、会員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 89 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、会員総会の議決を経なければならない。

<第 11 章 定款の変更、解散及び合併>

(定款の変更)

第 90 条 この法人が定款を変更しようとするときは、会員総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を得なければならない。

(解 散)

第 91 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 会員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、理事会において、出席した理事の 4 分の 3 以上の多数による議決の後、会員総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上による承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 92 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第 93 条 この法人が合併しようとするときは、会員総会において、出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

<第 12 章 公告の方法>

(公告の方法)

第 94 条 この法人の公告は、この法人のホームページ上に掲示する。

<第 13 章 雑 則>

(細則)

第 95 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

<附則>

- 1 この定款は、2009 年 4 月 20 日から施行する。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、この施行の成立の日から 2011 年 1 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 81 条の規定にかかわらず、この定款の施行の日から 2009 年 12 月 31 日までとする。